



不合理な処遇の差を解消しよう！

「同一労働同一賃金」をご存知ですか？

最近、マスコミやネット上で「働き方改革」という言葉を見かけることが多いと思います。この「働き方改革」における大きなテーマの一つが「同一労働同一賃金」です。現在、パートや契約、派遣労働など、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な処遇の差を法律で禁止するよう法整備が進められています。

労働組合は、チェックリストを活用し、①同じ職場で働く非正規雇用労働者の処遇の実態を確認し、②正規雇用労働者と比べて処遇に差がある場合、その差が目的や性質に照らして不合理でないかを確認することが重要です。③確認した結果、不合理な差があった場合には労使協議を行って早急に是正することが求められます。同時に、労働組合は、非正規雇用で働く人の組合加入を進め、非正規雇用労働者も含めた集团的労使関係の強化に取り組む必要があります。

STEP1 同じ職場で働く非正規雇用労働者の処遇実態をチェックしてみよう！

項目	チェック内容	O or X	
賃金	賃金(時給・日給・月給)が一定の基準・考え方にもとづいて支払われている。		
一時金	一時金が支払われている。		
	(支払われている場合)一時金が一定の基準・考え方にもとづいて支払われている。		
手当	同じ職場で働く正規雇用労働者に支払われる手当が支払われている。	・通勤手当	
		・職務関連手当(営業手当・役職手当・特殊作業手当等)	
		・昼夜食補助	
		・[]	
休業・休暇(有給)	同じ職場で働く正規雇用労働者と 同じ休業・休暇(有給)が取得できる。	・慶弔休暇	
		・育児・介護休業(休暇)	
		・病欠休暇	
		・[]	
福利厚生	同じ職場で働く正規雇用労働者と 同じ施設が利用できる。	・食堂	
		・休憩室	
		・更衣室	
		・駐車場	
		・[]	
教育訓練	同じ職場で働く正規雇用労働者に実施している、職務に必要な技能・知識を習得するための教育訓練を受けることができる。		

STEP2 処遇に差がある場合、個々の処遇ごとに、処遇の目的・性質に照らしてその差が不合理ではないかをチェックしましょう！

不合理な差の例

通勤手当について正規雇用労働者には実費が全額支給されるのに対し、非正規雇用労働者には上限がある。

STEP3 処遇の差が不合理であった場合、労使協議を行い、是正しましょう！

